

皆さんのご意見を

お寄せください

秩父市パブリックコメント手続き

条例制定
(仮称) 秩父市家庭的保育
事業等の設備運営に関する
基準を定める条例(案)

条例制定の趣旨

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童福祉法に位置付けられた家庭的保育事業等の保育事業は市が認可することで実施可能になります。当市でも家庭的保育事業等が、安心して利用できるような設備運営に関する基準を定めることにより、多様な施設や事業の中から利用者が選択できるように、国の定める基準を踏まえて、市の認可基準を定める条例を制定するものです。

ポイント

新制度では、新たに市が定める認可基準に適合すれば、地域型保育事業として認可し、「地域型保育給付」の対象施設となることができま



す。条例で定める認可基準については、国の基準(従うべき基準)

参酌すべき基準)を踏まえて制定する必要があります。基本的には、国の基準どおりに定めることとしますが、市独自の基準として次の基準を定めます。

①家庭的保育事業者等の一般原則
家庭的保育事業者等は、秩父市暴力団排除条例の基本理念を踏まえつつ、第2条に規定する暴力団および暴力団員ではないこと。

②小規模保育事業(A型・B型)の保育室または遊戯室の面積
満2歳児1人につき3.3㎡以上であること、満3歳以上児1人につき1.98㎡以上であること。

③事業所内保育事業(定員19人以下)の保育室または遊戯室の面積
満2歳児1人につき3.3㎡以上であること、満3歳以上児1人につき1.98㎡以上であること。

④事業所内保育事業(定員20人以上)の乳児室の面積
乳児または満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。

問 ことも課
☎25-5206 FAX22-7168
✉kodomo@city.chichibu.lg.jp

条例制定
(仮称) 秩父市特定教育・
保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する
基準を定める条例(案)

条例制定の趣旨

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、秩父市の特定教育・保



花の木保育所

育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。この条例で定める基準は、良質かつ適切な内容および水準の教育・保育または地域型保育の提供を行うことにより、全て

の子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものです。

ポイント

新制度では、秩父市の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者に代わり施設および事業者が給付を受ける仕組みとなり、当該施設および事業者は、条例で定める運営に関する基準を遵守する必要があります。条例で定める基準については、国の基準(従うべき基準/参酌すべき基準)を踏まえて制定する必要があります。基本的には、国の基準どおりに定めることとしますが、市独自の基準として次の基準を定めます。

①「秩父市暴力団排除条例」の基本理念を踏まえ、暴力団排除に関する規定を設けます。

問 ことも課
☎25-5206 FAX22-7168

条例制定
(仮称) 秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

条例制定の趣旨

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、国が政省令で定める基準を踏まえ、秩父市においても当該基準を定める条例を制定するものです。

ポイント

新制度では、職員の資格や職員数、集団の規模および施設・設備などについて条例で定めることになっていきます。この条例は国の基準(従うべき基準/参酌すべき基準)を踏まえて制定する必要があります。基本的には、国の基準どおりに定めることとしますが、現時点で基準に満たない要件については一定の期間経過措置を設けて、国の基準を満たすよう努めることとします。また、市独自の基準として次の基準を定めます。



①「秩父市暴力団排除条例」の基本理念を踏まえ、暴力団排除に関する規定を設けます。

問 学校教育課
☎25-5228 FAX23-9294
✉gakkou@city.chichibu.lg.jp

計画策定
秩父市新型インフルエンザ等
対策行動計画（案）

計画の趣旨

病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、以下の目的で、市が取り組むべき対策を定めます。

計画の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
- ② 市民生活および市民経済におよぼす影響が最小となるようにする。

計画の概要

新型インフルエンザ等対策の基本方針と発生段階を定め、①実施体制、②情報提供・共有、③まん延防止に関する措置、④住民に対する予防接種の実施、⑤医療、⑥生活環境の保全その他の住民の生活および地域経済の安定に関する

措置について、発生段階に応じた対策を定めています。

問 秩父保健センター

☎ 22-0648 FAX 22-5338

✉ hoken-center@city.chichibu.lg.jp

条例制定
秩父市

歯と口の健康づくり条例(案)

条例の趣旨・目的

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、市民の「生涯にわたる健康で質の高い生活の確保」に寄与することを目指します。

条例の概要

- ① 市が行う施策の基本理念を定める。
- ② 市・歯科医療等業務従事者・事業者・市民の責務を明らかにする。
- ③ 施策基本事項を定め、総合的・計画的に推進する。

問 秩父保健センター

☎ 22-0648 FAX 22-5338

✉ hoken-center@city.chichibu.lg.jp

意見を提出するには…

計画・条例を知るには…

公表期間

9月16日(火)～10月16日(木)

公表方法

- ・市HPへ記載
- ・歴史文化伝承館1階「情報提供コーナー」、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課で閲覧
- ・秩父図書館、荒川図書館での閲覧
- ・各課窓口での閲覧
- ・市立病院での閲覧（「秩父市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」、「秩父市歯と口の健康づくり条例(案)」のみ）

意見を提出するには…

意見募集期間

9月16日(火)～10月16日(木)

提出方法・提出先

- ・各課窓口、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へ文書で提出
- ・各課へFAX・Eメールで提出
- ・何でも投書箱へ投函

水道料金の改定（案）

**についての
パブリックコメント結果概要**

「秩父市水道料金改定（案）」について、6月16日(月)から7月16日(水)まで、秩父市パブリックコメント手続きにより市民の皆さんからご意見を募集しました。その結果について、概要を報告します。いただいたご意見は、今後、事業を進めていく中で参考とさせていただきます。

また、いただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方は、市HPに掲載しています。

●意見の募集結果

意見提出者 6人

意見件数 13件

問 水道部業務課 ☎ 25-5221

(お客様サービスセンター経由)

FAX 23-6444

●このようなご意見をいただきました

※趣旨のみ抜粋、件数の記載がないものは1件

基本方針に関すること（5件）

- ・料金改定の趣旨は理解でき、将来的な見解から料金改定はやむを得ない
- ・美味しく安全な水を安定的に継続して使用するために、水道料金の改定に賛成である
- ・老朽化が進んでいるのは水道のメンテナンスを怠ってきた行政の怠慢である（2件）
- ・市役所再建費用を水道のインフラに使えないのか

料金に関すること（3件）

- ・町内レベルでの水道料金改正を検討
- ・中小零細企業に対して、優遇措置を検討
- ・基本料金の負担を増やす方針には反対

施設更新計画に関すること（3件）

- ・急速ろ過方式の浄水場は過大であり、必要ない（2件）
- ・災害に強い施設づくりのために、自然の湧水や井戸水の利用や森林保全による自然の浄水機能を高めることを検討

現状の改善（1件）

- ・冬になると、自宅の水道が息切れをする

新たな施策（1件）

- ・自然エネルギーを活用し、給水水温を上げて、凍結防止や家庭の燃料費削減をする